

令和 8 年 9 月 2 日
保健福祉政策部
生活福祉課

民生委員児童委員の活動費について

1 主旨

東京都から、地域課題の複雑化や連絡手段の多様化等に対応するため、活動費を増額することが示された。区においても委員が安定的に活動できる環境を整備するため、都の増額に合わせて活動費を見直す。

2 背景及び経過

少子高齢化の進行や単身高齢者の増加、ひきこもり、生活困窮、児童虐待等により、地域課題は複雑化・複合化しており、民生委員児童委員に求められる役割は、見守り活動に加え、専門機関との連携や継続的な相談支援など、より高度かつ多岐にわたるものとなっている。

また、委員活動においては、区との情報共有や関係機関との連絡調整において通信手段の活用が不可欠となっており、通信費等の個人負担の増加が課題となっている。加えて、複雑・複合する相談内容に対応するため、研修への参加等の必要性も高まっている。

区ではこれまでも活動費の増額や欠員地区担当への活動費支給などにより、環境整備に努めてきたが、令和 8 年度から東京都の活動費（東京都負担分）が増額されることを踏まえ、委員の活動実態や負担の状況を勘案し、活動費の見直しを行うこととした。

3 活動費の見直し

（1）見直しの考え方

今回、東京都は、全ての単価区分について一律 20,000 円の増額を行うこととしており、増額前の「一般」区分の単価は 10,000 円である。

一方、今回の増額前における区の「一般」区分の単価は 12,500 円である。これは令和元年度から担当世帯数や高齢者人口の増加に伴う活動実績の増加を踏まえ、区独自に全区分 2,500 円を上乗せし、東京都に先行して活動費の見直しを実施してきたためである。

しかしながら、近年はオンライン端末の利用拡大に伴う通信費や電話料金に加え、マスクや熱中症対策用品など訪問活動に要する実費も増加している。このため、「一般」区分の単価を 12,500 円から都と同額の 30,000 円へ引き上げるとともに、これを基準として全ての区分について一律 17,500 円を増額する。

※想定される実費の例

- ・ 交通費

- ・通信費・電話代（オンライン研修の受講、資料の閲覧・共有、守秘義務の順守や個人情報保護の観点からの活動専用電話の利用等）
- ・研修・自己研鑽費（研修受講料、資格取得に要する費用等）
- ・安全対策費（熱中症対策用品、防寒対策用品等）
- ・衛生用品費（マスク、除菌ウェットティッシュ等）
- ・その他（個人情報の適切な管理に必要な用品等）

（２）活動費の見直し内容

	民生委員 1 人あたり月額			参考【東京都】		
役職	令和 7 年度	令和 8 年度	増額	令和 7 年度	令和 8 年度	増額
会長	21,500 円	39,000 円	17,500 円	16,300 円	36,300 円	20,000 円
副会長 (地域会長)	16,500 円	34,000 円		10,400 円	30,400 円	
地区会長	14,500 円	32,000 円		10,400 円	30,400 円	
地区副会長 正副部会長	13,500 円	31,000 円		10,000 円	30,000 円	
一般	12,500 円	30,000 円		10,000 円	30,000 円	

（３）実施時期

令和 8 年 4 月 1 日から

※活動費は従前から実費弁償として支給しているため、所得税法上、非課税の取扱いとなっている。今回の増額に当たり、都が東京国税局に所得税の取扱いを照会していたことから、増額分の支払いを一時留保していたが、令和 8 年 7 月に引き続き非課税として取り扱う旨の通知があったため、4 月から 9 月分までの増額相当額については、10 月末に臨時支給する。

4 必要経費 ※第 3 回定例会において補正予算を提案する。

歳出：137,340 千円

歳入：141,000 千円

都負担金(民生委員・児童委員及び民生委員協議会に関する経費の負担金)

5 スケジュール（予定）

令和 8 年 9 月 令和 8 年第 3 回区議会定例会に補正予算案提案

10 月 4 月～9 月増額分支払い

12 月 改定金額で第 3 四半期分支払い